

福岡県公報

令和8年7月3日
第708号

目次

告示(第448号-第474号)

○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	2
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	2
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	2
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	2
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	3
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	3
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	3
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	4
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	4
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	4
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	5
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	5
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	5
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	6
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	6
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	6
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	6
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	7
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	7
○公金事務の委託に係る告示	(団体指導課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	8

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	8
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	8
○自然公園法に基づく公園事業の変更	(自然環境課)	9
○自衛官の募集	(市町村行財政支援課)	9
○公金事務の委託に係る告示	(子育て支援課)	10

公 告

○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	10
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	12

公安委員会

○遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定	(警察本部会計課)	12
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	12
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習会の開催	(警察本部生活保安課)	14
○クロスボウの取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	14

再 掲

○特定水産資源の採捕の停止	(水産振興課)	15
---------------	---------	----

告 示

福岡県告示第448号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

福岡県森林組合連合会

(2) 住所又は事務所の所在地

福岡市中央区天神三丁目10番25号

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第449号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

福岡県八女森林組合

(2) 住所又は事務所の所在地

八女市山内1060-3

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第450号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

朝倉森林組合

(2) 住所又は事務所の所在地

朝倉市三奈木2978

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第451号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

浮羽森林組合

(2) 住所又は事務所の所在地

うきは市浮羽町朝田381-5

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第452号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

福岡県広域森林組合

(2) 住所又は事務所の所在地

糟屋郡篠栗町中央二丁目2-13

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第453号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

添田町森林組合

(2) 住所又は事務所の所在地

田川郡添田町添田1232-12

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第454号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

北九州市森林組合

(2) 住所又は事務所の所在地

北九州市小倉南区堀越350

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第455号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

京都森林組合

(2) 住所又は事務所の所在地

京都郡みやこ町犀川本庄577-1

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第456号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

豊築森林組合

(2) 住所又は事務所の所在地

豊前市塔田51

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第457号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

福岡県木材協同組合連合会

(2) 住所又は事務所の所在地

福岡市中央区天神三丁目10番27号

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

福岡県告示第458号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
 - (1) 名称
北九州木材協同組合
 - (2) 住所又は事務所の所在地
北九州市小倉北区西港町64

- 2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入
林業・木材産業改善資金貸付金
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

福岡県告示第459号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
 - (1) 名称
筑豊地区木材協同組合
 - (2) 住所又は事務所の所在地
飯塚市菰田東二丁目4番48号
- 2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入
林業・木材産業改善資金貸付金
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日

福岡県告示第460号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
 - (1) 名称
福岡市木材協同組合
 - (2) 住所又は事務所の所在地
福岡市中央区那の津三丁目16-6
- 2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入
林業・木材産業改善資金貸付金
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第461号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

朝倉東部木材協同組合

(2) 住所又は事務所の所在地

朝倉市杷木林田853

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第462号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

朝倉木材協同組合

(2) 住所又は事務所の所在地

朝倉郡筑前町依井362-1

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第463号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

浮羽木材協同組合

(2) 住所又は事務所の所在地

うきは市吉井町若宮2番地1

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第464号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定

に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

八女木材協同組合

(2) 住所又は事務所の所在地

八女市本村425-22-2

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年6月1日

4 委託をした日

令和8年6月1日

福岡県告示第465号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

大川木材事業協同組合

(2) 住所又は事務所の所在地

大川市大字小保594

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第466号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出及び徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

大牟田木材協同組合

(2) 住所又は事務所の所在地

大牟田市汐屋町6-18

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

林業・木材産業改善資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第467号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

福岡県信用農業協同組合連合会

(2) 住所又は事務所の所在地

福岡市中央区天神四丁目10番12号

2 委託した公金の支出及び徴収に関する事務に係る歳出及び歳入

農業改良資金貸付金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

福岡県告示第468号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第208号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市崎2丁目(1)	福岡市南区平和一丁目及び市崎二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第469号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第209号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において

準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
市崎2丁目(1)	福岡市南区平和一丁目及び市崎二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第470号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（令和2年12月福岡県告示第960号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大池1丁目(1)-2	福岡市南区大池一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第471号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市崎2丁目-1	福岡市南区平和一丁目及び市崎二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第472号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定に基づき、北九州国定公園に関する公園事業の一部を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のようにその概要を公示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 公園事業の種類

国定公園の利用のための施設に関する公園事業

2 公園事業の名称等

	変更前	変更後	
事業の名称	平尾台	平尾台	平尾水晶山線
事業の種類	自然観察施設	園地、博物展示施設	道路（歩道）
事業地	北九州市小倉南区大字新道寺	北九州市小倉南区大字新道寺	北九州市小倉南区大字新道寺

福岡県告示第473号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 募集種目

航空学生（海上・航空自衛隊）

2 受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年8月28日（金）まで

3 応募資格

- (1) 令和9年4月1日現在、18歳以上24歳未満の者で日本国籍を有する者
- (2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 第1次試験（学科試験・適性検査）
令和8年9月19日（土）及び令和8年9月26日（土）（予定）
- (2) 第2次試験（口述試験・身体検査・適性検査）
令和8年10月15日（木）～令和8年10月22日（木）（予定）
- (3) 第3次試験（身体検査・適性検査）

ア 海上要員

令和8年11月20日（金）～令和8年12月16日（水）（予定）

イ 航空要員

令和8年11月14日（土）～令和8年12月17日（木）（予定）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 （電話 092-584-1881・1882・1883）	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方5-1-1 （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所

福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所
福岡市東区名島3-24-2 (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所
久留米市諏訪野町2401 (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第474号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人日本保育協会

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都千代田区麹町一丁目6番地2

2 委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入

(1) 保育士登録、書換え、再交付に係る手数料

(2) 地域限定保育士登録、書換え、再交付に係る手数料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
三橋上庄土地改良区	令和8年6月22日

公告

大木町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
岡崎 信昭	三潞郡大木町大字横溝1169番地

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

スキヤナ賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和8年6月19日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目10番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

20,354,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和8年4月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

液晶ペンタブレット賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和8年6月19日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社J E C C

(2) 住所

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

150,400,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和8年4月28日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字植木字草切原768番1、768番3、768番4、777番及び778番2並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡須恵町大字植木243番地1

株式会社マルシン

代表取締役 裏川 照夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市三郎丸二丁目617番3、619番2及び619番4から619番13まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県千葉市中央区弁天二丁目20番20号
株式会社拓匠開発
代表取締役 工藤 英之

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
八女郡広川町大字広川字南山2635番3、2636番1及び2636番2並びに八女市今福字鴨田300番6並びに字小谷325番2の一部、325番3の一部、325番4、325番5、331番4の一部、331番5、331番6、348番1、348番6、348番7、350番1、350番3、350番4の一部、350番5、350番6、351番1、351番4、353番2、353番3、354番5及び354番7から354番9まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八女市室岡1071番地
株式会社大石茶園
代表取締役 大石 剛司

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後市土地改良区	令和8年6月23日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年7月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大和町土地改良区	令和8年6月24日

公安委員会**福岡県公安委員会告示第168号**

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和8年7月3日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
飯塚市経済部公営競技事業所	飯塚市経済部公営競技事業所長 木村 尊治	飯塚小型自動車競走場（飯塚オートレース場）	福岡県飯塚市鯉田147番地	福岡県飯塚市鯉田147番地

福岡県公安委員会告示第169号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定によ

り告示する。

令和8年7月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和8年8月26日（水） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、

その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第170号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和8年8月7日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
令和8年8月18日（火） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第171号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和8年7月3日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和8年9月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和8年9月10日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和8年9月17日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和8年9月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参するこ

と。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第172号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づきクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和8年8月23日（日）午前9時00分から午後0時00分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

再 掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第3条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第447号

福岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年福岡県規則第66号）第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県資源管理方針（令和2年12月福岡県告示第889号の3）別紙1-4に規定するくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。